

庁舎整備基本構想(案)についてのパブリックコメントの実施結果

市川市 企画部 企画・広域行政課 庁舎整備推進担当室

○期間	平成25年7月30日～平成25年8月28日	30日間
○意見を提出していただいた方の人数及び延べ件数		
・インターネットによるもの	25人	のべ 42件
・庁舎整備推進担当室に提出によるもの	4人	のべ 8件
・ファクシミリによるもの	23人	のべ 38件
・郵送によるもの	7人	のべ 11件
・その他	1人	のべ 2件
	合計 60人	のべ 101件
○意見への対応		
①ご意見を踏まえて、案の修正を検討するもの		0件
②今後の事業実施の参考（一部加筆）とするもの		47件
③ご意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済みであるもの		52件
④その他（本計画そのものに対するご意見でないもの）		2件

(1) 第3章「新庁舎の機能整備の方針」に関する意見

No	意見	市の考え方	意見への対応
1	三郷市役所では、1Fロビーが公園のような造りになっていて緑も多く驚きました。庁舎建て替えの参考にさせていただきたい。	機能整備の方針18「周辺環境への対応」において、「ガーデニング・シティいちかわ」にふさわしい緑のある庁舎の整備を目指すものとしています。	③
2	本庁舎の入口ドア前の部分に、市川の花のバラの造花でバラ園の入口のようなアーチ型を作ってください。		
3	情報発信機能の充実は非常に重要である。アナログ的な充実ではなく、デジタルアーカイブの充実を図るべき。ここには十分な予算をかける必要がある。	機能整備の方針12「情報・通信基盤の整備」において、将来にわたり事務処理を効率的かつ円滑に行い、情報の流出の防止や災害時の情報保護を図っていくため、入退室などのセキュリティや空調などの設備が十分管理された情報管理室を設置し、情報・通信機器などの一元管理を行い、情報発信機能の充実に努めるものとしています。	③
4	会議室を増やすことはOK。ただし、管理を厳密に行い、市民にも有料で利用できるような工夫が必要。市の職員だけが利用できる会議室なら不要。	機能整備の方針11「会議室等の整備」において、全庁共用の会議室を整備し、効率的に運用するものとしています。なお、会議室の有効活用については、今後検討してまいります。	②
5	重度心身障害者のため、トイレに大きなベッドを備えつけてください。公共施設にも、ぜひ入れてください。	機能整備の方針5「利用しやすい設備の整備」において、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた、「誰でもトイレ」を、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の「誘導基準」に基づき設置するものとしています。なお、ベッドの設置については、今後検討してまいります。	②

6	執務効率、サービス効率、人件費削減等の観点から、場当たりの分散化は極力避けるべきものであるが、全ての機能を集中させることは一般論としては災害時の対応においてリスクを抱えることになる。庁舎の設置場所と関係において具体的な災害時対応の考え方の説明が足りない。	本庁舎については、機能整備の方針13「耐震性の確保」において、震災発生直後から災害対策活動の拠点施設として、また、その後の行政機能を維持する観点から、震度6強から7程度の大規模地震に対しても倒壊などせず、庁舎としての役割が継続できる建物構造としてまいります。 また、機能整備の方針14「災害対策本部機能の整備」において、迅速に災害対策本部を開設し、国・県をはじめ関係諸機関と連携した救助・救援活動を円滑に行うこととしています。災害時の庁舎間の連携については、新第1庁舎に設置する災害対策本部を中心に、新第2庁舎や行徳支所および大柏出張所等と連携し、迅速な災害対応が行えるよう検討してまいります。	②
7	分散型は防災面で有利な点があり、また既存施設を活用することで経済的にも優位性を持っていることから分散型も検討すべきである。		
8	災害時の危機分散のためにも、分散型にして庁舎を小規模とすれば、木造の制震構造で地震にも十分対応でき、建設費の縮小、維持費も抑えられ、メリットが多いと考えます。		
9	一極集中の機能施設を持つ本庁舎と、地域に分散して置かれた分庁舎とがあれば、災害時にも役立つ場所となるでしょう。中央庁舎の整備内容に地域分散型も配慮した計画が必要だと思います。		
10	CASBEE等の活用をはかることとされているが、目指す評価ランクを示す必要がある。加えて、CASBEEの観点で言えば、負荷の低減だけでなく環境品質、性能の向上策も具体的に検討されるべきである。	機能整備の方針16「省エネルギー・省資源への対応」において、環境問題やエネルギー問題への取り組みは公共施設の建設や運営においても重要視される課題としており、新庁舎においては、本市の中核的な公共施設として先導的な取り組みを行っていくことを目的に、CASBEE(建築環境総合性能評価システム)の「Sランク(素晴らしい)」の認証取得を目指してまいります。 具体的には、自然採光や自然通風、再生可能エネルギー設備を活用し、よりよい環境品質・性能をより少ない環境負荷で実現してまいります。	②
11	障害者が働ける中央図書館併設の「びっころ」のようなカフェスペースを設けていただきたい。多くの方が出入りする市役所に設けることで、「障害のある人も・ない人も・高齢者もともに歩む共生社会」の素晴らしいプレゼンテーションになると確信しています。	ご意見を参考に、障害を持つ方が働けるスペース等の設置については、関係部門と協議し検討してまいります。	②
12	中央図書館併設の「びっころ」のような障害者が働けるカフェスペースまたは明石市役所のような「福祉コンビニ」を設けていただきたい。		
13	新しい試みとして地下かどこかの部分に市民のための健康増進施設を一部屋計画してほしいと思います。民間の施設もあちこち経験しましたが、健康増進につながる施設は今の増進センターだと実感しています。今後なくなると聞きましたので、高齢化社会に向かって市役所の新しい姿として実現できたら良いと思います。	今回の庁舎建て替えにおきましては、庁舎の規模を検討する中で、整備する必要な機能を定めております。健康増進施設については、既存の公共施設や民間施設の活用を前提としておりますので、庁舎内には現在設置している血圧計測器のほか、ヘルスマーターなどの設置を検討してまいります。	②
14	庁舎建て替えにあたりコンビニエンスストアの併設を検討してほしい。窓口受付時間の延長拡大も見据えたコンビニとの連携で24時間市役所の先駆けを目指してもらいたい。	機能整備の方針7「協働・交流機能の整備」において、市民が利用しやすい食堂の設置の検討、売店はコンビニエンスストアの誘致を含めて検討するものとしています。	③
15	食堂を最上階か市民窓口フロアに設置してほしい。		
16	役所の窓口としてだけでなく、震災時には避難所や避難生活の拠点となるよう、普段は地域交流など市民が使えるような身近な場所となると嬉しい。	新庁舎は災害対策拠点施設となり、市民が避難する施設は学校等の避難所となりますが、市民が避難してきた場合には対応できるよう考えております。	③

17	多目的スペース・市民活動支援スペース・食堂・売店等を庁舎内部に設置する必然性は本案から読み取れない。これらについては庁舎外に設置する。	機能整備の方針7「協働・交流機能の整備」において、打合せコーナーや印刷機などの機材が設置された市民活動支援スペースを設置するものとしています。また、一時的に広い空間を必要とする行政事務やイベントに利用できる多目的スペースを設置してまいります。また、整備にあたっては、周辺公共施設の活用についても併せて検討し、空間・スペースの有効活用を図ってまいります。	③
18	「市民と行政の協働による活動を支える拠点」を何かつくる考えのようだが、一部の市民団体にのみメリットのある話に過ぎないので完全に不要。そのような無駄は省き、予算を削減してもらいたい。		
19	用途を明確にして、イニシャルコスト、ランニングコスト、管理費を含むライフサイクルコストを低減する意識を持つ。 外観、見栄えや視覚的なデザインを重視しないで、実質的な使いやすさを追求する。	機能整備の方針17「ライフサイクルコスト低減への対応」において、庁舎を建設する際には、設計や建設費だけでなく、建物の生涯を通してかかる維持管理などの費用を含めたライフサイクルコストの低減に配慮するものとしています。 なお、外観等については、敷地の有効活用や庁舎に整備する機能、近隣住宅への日影の影響など、機能を重視した設計を予定しています。	③

(2)第4章「新庁舎の規模」に関する意見

No	意見	市の考え方	意見への対応
20	計画の基礎となる人口減少と人口構成比率をどのように把握し、どの様に計画に反映したのでしょうか。	本市の人口については、少子高齢化の進展を踏まえた人口推計を平成24年度に実施し、平成37年には約3万人減少した44万人前後に推移することを推計したうえで、新庁舎の規模算定の基本条件としております。	③
21	駐車場、証明書発行専用窓口、市長室、副市長室について、ムダを省き最低限度とし、簡素で機能的なものとするべきである。特に過大な広さは不要。	新庁舎の規模については、合理化・効率化・省力化された庁舎運営を念頭に、現在抱えている課題の解決に必要な面積を基本としております。 今後、設計を行うにあたっては、国が基準とする面積を上限としたなかで、具体的に実現される機能や費用などを総合的に考慮しながら、最終的な庁舎規模を精査してまいります。	②
22	市庁舎は市民のためにある建物である。日本で一番コンパクトで機能的な庁舎とするべきである。日本で初めてのコミュニティホールとして使用できる議場である。		
23	夢のある場所で余裕のある庁舎面積を確保すべき。現在地としたいならば、周辺の土地を買収し広げるべきである。	整備計画の実現性、災害時の拠点となることを踏まえた敷地の安全性、多くの来庁者が訪れる公共施設として必要となるアクセス性や利便性などを踏まえて庁舎建設地の検討を行いました。余裕のある敷地面積が確保できる候補地はなかったものです。また、現在の庁舎周辺地については、住宅等が建ち並んでいることから、買収による敷地の拡張は不確定要素が大きく、実現性が課題となります。	③
24	207億円の新役所を建てると聞いて驚いています。本当にそんな大きな建物が必要なのでしょうか疑問です。よくみんなの意見を聞き、本当に必要なだけの建物に税金を使って、福祉や教育など人を育てることに税金を使ってください。身の丈にあったお金の使い方があるはずだと思います。	新庁舎の規模については、将来の市の人口(H37年推計 44万人)や職員数(H38年推計 1,600人(本庁舎職員数(支所などの外部施設を除く)))を考慮し、新庁舎に整備する各機能ごとに必要な面積を積み上げ算定した中で、現庁舎の課題解決に必要な面積(33,000㎡(地下駐車場除く))を基本に、国が基準とする面積(36,000㎡)を上限として、設計段階で具体的に実現される機能や費用などを総合的に判断しながら、最終的な庁舎規模を精査するものとしています。	③
25	莫大な費用がかかる事業であり、費用対効果を見極め無駄をなくし、その規模を少しでも小さくするよう努めるべきである。20年以上にわたって年間8億円の支出は、市民にとっても大きな負担であり、市民が享受するサービス内容とバランスしているのか大いに疑問である。		

26	保育所等をコンパクトに配置した地域コミュニティの中心施設としての地域分散型市庁舎は行政と市民の協力が容易になります、市民10万人前後を対象にした地区に分割して市内に数ヶ所に配置されることが望ましいと考えます。	市役所の業務を取り扱う部署は、市民課をはじめとする、市民の日常生活にかかわる手続き等を行う窓口サービスを提供する部署のほか、市の施策や取り組みを企画・運営する部署、市税や国保税などの賦課・徴収を行う部署、健康・福祉を推進する部署、道路・公園・下水道などを整備する部署、環境保全や清掃を行う部署、円滑な学校運営を行うための部署など多くの部署から成り立っています。本庁舎はこれらの業務を円滑かつ効率的に行う施設として必要なものであると同時に、災害発生時には、市民の安全・安心を守る災害対策拠点としての機能を有する施設となるものです。	
27	分庁舎を増やしたり、公民館を利用するなどし、市の業務を分散化すれば大庁舎は不要です。		
28	幹線道路(国道14号)に面していることをメリットとしているが、常に慢性的な交通渋滞を発生する立地であり、現在地はむしろデメリットであると考えられる。 分散型にすることで、交通渋滞を緩和し、市民のアクセスは、徒歩・自転車の利用が増え、環境にも良いのではないのでしょうか。一ヶ所集中型は市民にとって何一つ良いことが見出せない。	窓口サービスを提供するために必要となる内部事務(例:各窓口で運用している電子システムの管理など)や窓口サービスを提供する以外の部署を、部署別または部署を分割して配置することは、分散による庁舎維持管理費の増大や業務連携のための新たな情報通信システム整備費、業務分散に伴う職員数の増など、コスト増大につながることも、業務執行上も非常に非効率であるため、これらの事務については一括して本庁舎で行うものとなります。	
29	分散型市庁舎の検討も地域住民参加の上で、是非議論検討いただきたい。分散型での市職員の業務において、現在の既存業務になんら不利益をもたらすとは考えられない。むしろ一ヶ所集中型の市庁舎は時代に逆行しており、即刻、本基本構想の凍結を希望する。	窓口サービスについては、市民サービスや利便性向上のため、支所・出張所等において、住民異動や戸籍異動、各種証明書の発行、国民健康保険や国民年金、児童手当等の届出・申請の業務を取り扱っており、市役所本庁舎に行かなくても各地域で必要な手続きが行える体制が整備されております。	
30	集中化は市民側からみると大変不便。市民が徒歩で通える場所に庁舎を分散する。地域の中心施設として市民の暮らしに密着したサービスができる分散型の市庁舎を目指し、規模縮小・資金調達方法の再考を切望します。	また、市内の主要駅や商業施設等に設置している自動交付機のほかコンビニエンスストアにおいても、住民票、印鑑証明、戸籍謄本及び抄本、市県民税および固定資産税の証明が発行できるサービスを提供しています。これらの施設、サービスは本庁舎建て替え後も、引き続き、市民に身近な施設やサービスとして提供していきます。	
31	市内何ヶ所かに市の機能を分散して、もっと使いやすい市役所にしてほしいです。北西部に支所のようなものをつくってほしいと思います。		
32	将来の予測は困難であるが、これからの変化に対応できるよう、一極集中ではなく、分散化した小庁舎がベターではないでしょうか。具体的には、本庁舎の組織機能を縮小し、行徳支所・大柏出張所・市川駅前行政サービスセンターの機能を拡大する。第3庁舎はそのまま利用し、事務室面積が不足する場合は、八幡3丁目の再開発ビルに賃貸入居はできないでしょうか。	本八幡A地区(八幡3丁目)再開発事業は、民間施工による都市計画事業として、商業機能の集積も方針の一つとなっています。市で活用を検討した商業棟については、建物全ての取得者が決定したことから、庁舎としての活用の見込みが困難となったものです。 なお、同事業で整備された住宅棟については、市が再開発事業開始前より持つ権利に伴い一部を所有していることから、これを仮庁舎として活用し事業費の節減に努めております。	③
33	3階建て(木造)くらいで十分です。市民課などの業務は分庁舎、公民館などに分散した方が市民にとってより便利になります。住基ネットを普及させてどこでも証明書が取れる環境を整備すべきです。		
34	データベースアクセスで対応できる業務は、市内複数個所に「拡大公民館」的なものをつくり、機能分散できるのではないかと。		
35	分散型がいいと思う。徒歩・自転車で通うことができ、エコ的にもいいのではないかと。		
36	身近な生活圏で安心して暮らせる環境の実現に、市民により身近に、経費削減につなげるため分散施設型の庁舎整備とすべきである。市民の目線に立ち、文化都市としてのヴィジョンを確立し、まちづくりの核となる新庁舎建設を心から祈念いたします。		
37	イニシャルコストを下げるため、大きなビル方式ではなく、分散型とすべきである。120億円の借金は大きすぎる。集中型・分散型のメリット・デメリットを平行して検討し、その比較を明らかにして市民の声を十分に聞くべきである。		
38	既存の建物を有効に活かしながら、足りない施設を建てるという分散型の堅実な市政を行っていただきたい。		

(3)第5章「新庁舎の建設場所」に関する意見

No	意見	市の考え方	意見への対応
39	構想の今までの進め方に関する説明がはっきりしていない。ただ、急いで構想案を作ったように思えます。200億円にも達する計画を思いつきで進めてもいいのでしょうか。急ぐ必要はあまりないのではないのでしょうか。今までの対案はあるのでしょうか。	本庁舎建替計画については、平成22年10月に本庁舎の耐震補強の検討結果を公表し、第1庁舎・第2庁舎の耐震補強が困難なことから、庁舎の建て替えを含めた検討に入ることを発表し、翌月には広報で市民へお知らせしました。その後、23年5月に「庁舎整備庁内検討委員会」を設置し、建設候補地を敷地条件や法規制、市民の利便性の観点から4つに絞り込んだ後、24年5月に設置した「庁舎整備基本構想策定委員会」でおよそ一年間審議され出された、庁舎の建設場所、規模、機能に関する答申をもとに計画しています。	③
40	市の業務は、市民に対してひとつのもので決して分散できるものではありませんので、庁舎も一つにまとめるのが理想と考えます。これからの行政サービスは、ワンストップサービスを目指すもので、分散は得策ではないと思います。	今回建替えを行うそれぞれの庁舎の位置づけとして、新第1庁舎は市民サービスの中核的施設、新第2庁舎は事業者サービス機能と教育委員会機能を担います。市民の方の一般的な手続きについては、全て新第1庁舎で行うことが可能と考えております。現在の来庁者の利用状況を分析した結果におきましては、来庁する市民の約95%(事業者等を除く)が新第1庁舎において用件が完結するものと考えております。	③
41	選定理由を明確にし、その過程を記録し、公表するなど透明性を実現する。	建設場所の選定理由については、広報特別号でお知らせしたほか、市公式Webサイト内の市政情報の庁舎整備推進担当室でも公開しています。	③
42	建設場所は、庁舎を現在の市場敷地へ移転し、市場は行徳富士のあった場所へ移転させるなどが良かったのではないのでしょうか。	市場については、基本構想策定委員会における建設場所等の審議期間中に「現在地で民営化を検討する」との方針が示されたことから建設候補地から除外されたものです。	③
43	おそらく、現在地と環境清掃部局などの土地の2箇所の案になるのだらうと思いますが、大洲防災公園の南西部をつぶして、そこに建てるという案は検討したかのか。 現在地(八幡)にこだわるならば、東側の土地を買収し区画整理をして、2つ目の庁舎を東西に並んで建てたほうが良いのではないのか。	大洲防災公園については、一時避難所に指定されているほか、拠点医療救護所、防災倉庫、防災用井戸など災害時の対応拠点としての機能が整備され、地域の安全・安心を守る重要な施設となっています。このことから、庁舎建設の候補地とはならなかったものです。 また、現在地(八幡)周辺は、住宅等が建ち並ぶ市街地であることから、これらを買収し庁舎を建設することは、不確定要素が大きく、実現性が課題となります。	③
44	市民意向調査で現在地での建替賛成42.2%、大規模用地への移転賛成47%の結果、%の少ない現地建替案に決まったようですが、物件手当のため策定委員会が動いたとも思えないが。	新庁舎の建設場所については、4つの建設候補地の組み合わせから客観的に評価した上で、東海地震や東京湾北部を震源とする首都直下型の地震など、大地震発生の可能性が高まる中で、耐震性の高い庁舎を早急に建設し、防災拠点としての機能と安全性を確保することが重要視されたことから、実現性に課題が生じたものを整理した結果、事業期間の見通しがつきやすく、着実に実現化に向けて取り組むことが可能と判断された「現在の庁舎及び南分庁舎の建て替え」案を受け、建設場所に定めたものです。	③

(4) 第6章 建設計画 「6-2敷地利用の計画」に関する意見

No	意見	市の考え方	意見への対応
45	南分庁舎をまず建築することに賛成。その他の庁舎は第三庁舎を残す。第一、第二の処置については、その後の判断に委ねる。	第1庁舎・第2庁舎については、検討の結果、耐震補強が困難であり、劣化度調査では、建物自体の老朽化も著しく進んでいることが判明したことから、取壊しを予定しています。また、新第2庁舎(現南分庁舎)の建て替えと第3庁舎だけでは、本庁舎に必要な面積が確保できない状況となっています。 第3庁舎を残して第1庁舎・第2庁舎を建て替える場合には、敷地に隣接する市道の拡幅ができないこと、敷地の有効活用を目的とした地下駐車場の整備ができないこと、敷地に係る法規制から、京成線を挟んだ北側住宅の日影を改善するため、改築が必要となります。また、建物自体の耐用年数を考慮すれば、庁舎建て替え後もなく、どのようにするか検討しなければならないこと、施設として非常に使い勝手が悪く、総合窓口の設置ができないこと、老朽化による維持管理費などの増大も予想されたことから、総合的に考え第3庁舎を活用する案は除外したものです。	③
46	現在庁舎でも日影違法の恐れがあり、今回の基本構想案で区域住民には各フロアの位置及び面積と日影調査結果の公表を早急に行うべきである。	現在の本庁舎は、建築基準法に定める日影制限(昭和52年)より以前に建てられたものであるため、京成線を挟んだ北側の住宅地には日かげが生じている状況となっております。 庁舎建て替えに際しては、現行法を遵守することはもとより、北側への日影を考慮し、国道14号側に建物を寄せる配置を検討してまいります。	②
47	日照の問題については、調査したように広報でも見た記憶がありますが、今回の6階の建物に関しては、それは反映されるのでしょうか。今度建てしまえば何十年は建て替えないのでしょうかから、よく日照についても検討してほしい。	なお、建物の設計につきましては、今後行う予定であることから現時点で開示可能な図面等はありませんが、基本設計(案)を作成する過程におきまして、早期に図面等の情報開示を行うよう検討してまいります。	
48	駐車場への進入路は、現在の市道4287号か4300号を拡幅して使うようだが、必ず歩行者優先の工夫をしてもらいたい。	敷地利用の方針において、市道4287号と4300号は市庁舎敷地側に拡幅を行い、歩行者空間の確保を図り、歩行者の安全確保に努めるものとしています。	③

(5) 第6章 建設計画 「6-3仮庁舎計画」に関する意見

No	意見	市の考え方	意見への対応
49	第2庁舎はすぐに取り壊し、職員を付近のビルに移動させるべきです。	来庁する市民や職員の安全確保のため、庁舎建て替えに先立ち、平成25年9月から順次、既存公共施設や公有地に設置する仮庁舎への移転を開始し、26年5月ごろを目途に、第2庁舎を無人化する予定としています。	③
50	第2庁舎が倒壊の危険状態にあるならば、これは新庁舎建設に先行して直ちに安全な場所を確保し、職員の安全、利用者の安全対策をとるべきです。新庁舎建設とは別の問題として対処しなくてはならない問題です。		

(6)第6章 建設計画 「6-5資金計画」に関する意見

No	意見	市の考え方	意見への対応
51	200億円超の借金は負担が大きすぎます。人口減、税収減の現状で、次世代への負担が大変になります。 第2庁舎の耐震性の不安は理解できますが、いまだ立派な市庁舎は不要です。	<p>庁舎とは、災害時には「市民の安全を守り、支援する拠点施設」となるものです。また、発災後も、必要に応じて業務を継続していく機能が求められております。</p> <p>しかしながら、現在の本庁舎は老朽化に加え、耐震性が不足し、耐震補強が困難な状況となっております。また、狭隘や分散などを原因に、待合スペースの不足やバリアフリー化の遅れなど、市民サービスの低下を招いております。</p> <p>これらの問題を解消し、市民の安全・安心を守り、質の高い市民サービスを提供するため、市では庁舎の建て替えが必要であると考えています。</p> <p>なお庁舎の建設には、今後もコスト削減を念頭に規模の精査を行っていくものです。また、他の事業への影響を抑制するため、財政負担の平準化を図ります。</p>	③
52	予算が高すぎます。もろもろの諸経費を入れて10億円以内をお願いします。		
53	耐震上の問題で建て替えが必要なことは理解できますが、人口減のなか大きな負担になります。この時期に200億円以上かける市庁舎建設に反対します。		
54	超高齢化社会がくる時代に、207億円の借金をして市役所を建て替えるのはどうかと思う。これから消費税も上がるかもしれない時に、税金をムダ使いしないしてほしい。		
55	200億円超のコストのかかる庁舎新設に反対です。新庁舎の主な機能、利用しやすい庁舎、人にやさしい庁舎、安全安心な庁舎は、そのどれをとっても新設の理由にはなりません。これからの世代に多額の市債を発行して、その返済のツケを回すのはまったくのナンセンスです。お金に余裕があるのであれば、もっと意味のある生活向上の政策に使うべきではないでしょうか。		
56	アンケート結果の状況報告もなく、207億円という莫大な費用をかけて建て替えを行う必要があるのか。市の財政破綻にならないか非常に不安である。計画を白紙に戻すか凍結してほしい。	アンケートの結果については、市公式Webサイト内の市政情報の庁舎整備推進担当室で公開しています。	③
57	207億円もの大金を使って立派な市庁舎ビルを作る必要はない。市庁舎の計画は、借金の返済を背負わされる若い世代の意見を聞いて作って下さい。	若い世代をはじめ、多くの世代からの市民参加や市民意見を募り、今後作成する基本設計において意見を反映させるよう努めてまいります。	②
58	207億円の借入れと返済の見通しについてどのように計画したのか。市民の返済金負担を考慮すると、建築資金はできるだけ絞る必要がある。例えば207億円の建設資金を仮に2割カットする場合は、どのような試算が考えられますか。	<p>庁舎整備基本構想(案)における想定事業費については、他市の建設事例などから算出した平米あたりの建設単価に、新庁舎に必要とされる面積をかけ合わせて算出した概算建設費(192億円)と仮庁舎整備費等(15億円)ですが、あくまで概算(207億円)によるものです。</p> <p>今後行う設計において、設計者の優良な技術提案等により効率的で無駄のない庁舎規模に精査するとともに、建設業者等の公平・公正な選定により、可能な限りの事業費削減に務めてまいります。</p>	②
59	207億円の新庁舎を建てるということを初めて知りました。原案を凍結し、税金の無駄遣いをしない新庁舎を作って頂きたいと思えます。		
60	計画に示された200億円をかけずとも、同じ規模でも150億円程度、またはそれ以下でも十分立派な庁舎を計画することは可能だと思います。更には、庁舎規模も合理化を進めたうえで44,000㎡も必要なのか疑問に思えます。大きさ・金額の規模も再考いただくようお願いする。		

61	約200億円かかるというが、費用が多すぎるのではないか。借金返済のため市民サービスが低下しないか心配である。また、全国でも問題となるような豪華庁舎にはなりはしないか心配である。	<p>庁舎の建て替えにあたっては、地方債や庁舎建て替えのための基金を活用し、工事ならびに地方債償還期間において、財政負担の平準化を図り、市民サービスはもちろん、他の事業に影響が出ないよう努めてまいります。</p> <p>また、庁舎建て替えに際し発行される地方債については、市の財政状況を示す公債費負担比率などの各種指標に大きな影響がないよう活用を図ってまいります。</p> <p>庁舎は長年にわたって使用されるものであることから、その費用についても可能な限り使用される期間にわたって負担することとし、年度毎の負担を軽減するとともに、世代間における負担の公平性にも努めてまいります。</p>	②
62	今後、社会保障関係費用の急速な拡大により、市財政の悪化は避けられない状況である。新庁舎建設のための財政計画においては、これらのリスクは一切示されていない。リスクを明確化したうえで、最終案を絞り込むなどの慎重なプロセスが必要ではないかと考える。		
63	200億円の建物を建てるにはあまりに早急に事を進めすぎている。大借金をして返せるのか。市民の負担にしないほしい。ある予算の中でどうやって算段していくのか考えるのは当然である。		
64	200億円を超える予算といわれているが、人口減が予想される中で、後世に負債を残さない資金計画とその担保を説明し明示するべきである。		
65	207億円もの新庁舎プロジェクトが市川市の財政に与える影響は深甚なものとする。償還期間20年にわたり、一般財源から毎年8億円をあてる計画は厳しい財政状況下で現実的なものか疑問だ。市民レベルにどのような負担を強いる可能性があるかまで、開示する必要がある。		

(7)その他

No	意見	市の考え方	意見への対応
66	建て替えをどのようにするか建設の具体案はあとにして、事前に広報の臨時号を出すかトップ1面を割くくらい大きな記事とし、市民の関心をもっと喚起して建て替えの理由、要する費用について詳しく説明すべきである。	<p>平成24年2月には、本庁舎の現況、庁舎整備の検討状況、本庁舎(八幡1丁目)に対するアンケート、25年2月には、新庁舎に整備する機能や規模、場所などについて広報特別号を発行し、更には市公式Webサイトへの掲載により市民への情報提供・周知に努めてきました。</p> <p>このほか、記者発表などを通じ、一般紙(新聞)等においても本市の庁舎建て替えに関する情報が報じられているところです。</p> <p>今後も引き続き、広報や市公式Webサイトを活用し、広く市民へ情報提供・周知できるよう努めてまいります。</p>	②
67	市民の税金を投入するのならば、もっと市民に建て替え計画を周知すべきと強く思っている。もう一度振り出しに戻って計画の見直しをしたほうがよい。		
68	市役所が建て替えを考えていることは知っていましたが、まだお金が用意されていないという事だったので、まだ先の事だと思っていました。もっと市民への広報活動をやってほしいと思います。		
69	これだけ多額の経費を使うのであるから、より多くの市民の声を吸い上げて、公開性を高めるべきだと思います。今まで何回の公開説明会を開催し、市民が何人参加し、どのような意見が出たかすべて公開すべきだと思います。	これまで実施した市民説明会の内容・質疑等については、全て市公式Webサイト内の市政情報の庁舎整備推進担当室において公開しています。	③
70	アンケート・市民意見及びこれらに対する市の公式な回答をオープンにすべき。市民から建設的な寄与ができるよう決定プロセスの透明化、アンケート結果・市民意見、これらに対する市の見解を公表することを徹底していただきたい。	アンケート結果については、市公式Webサイト内の市政情報の庁舎整備推進担当室において公開しています。市民意見・パブリックコメント等に対しては、制度上、市の考え方(回答)について公開することとしており、庁舎の建て替えに関しても制度に基づき公開してまいります。	③

71	市長・行政が建替案を主導し、議会は賛成多数、業界も賛成、知らずにお金を払うのは市民。得をするのは誰ですか？207億円もの税金を使う計画を市民を交えた議論をしないのは横暴です。市民の立場を考えれば、こんな経過はあり得ないことです。やりなおすべきでは。	市では庁舎の建て替えに際し、市民参加を図るとともに、市民意見を集約し建替計画へ反映させることや市民目線での検討を行うことを目的として、次の取り組みを行ってきました。	
72	207億円もの大事業。資金計画は甘くないでしょうか。税の増収計画でもあるのでしょうか。軽々に進め急がず、叡智を結集し、市民との議論も重ね、今一度、構想の練り直しに取り組んでいただきたい。	平成24年2月 広報特別号において本庁舎(八幡1丁目)の建て替えに対するアンケートの実施。 あわせて、無作為抽出した市民5,000人へのアンケートを実施。	
73	今後の市政のあり方に大きく影響する問題を一ヶ月のパブコメで検討するのは安易ではないか。市民を広く巻き込んだ慎重かつ柔軟で多方面な議論が必要である。	平成24年3月～5月 庁舎整備基本構想策定委員について市民公募委員を広報にて募集。	
74	新庁舎建設は市民の何%が知っているのでしょうか。もっと市民の意見を反映させる、市民の意見を聞く姿勢が必要です。	平成25年1月 庁舎整備に関する検討状況の市民説明会を開催。	
75	もっと広く市民の意見を聞く姿勢が必要です。市長選挙の議題として市民の関心を広げることが希望します。	同2月 委員会からの答申を受け、これに関する広報特集号を発行するとともに、無作為抽出した市民5,000人へのアンケートを実施。	
76	1年間凍結して、市民の声をもっと取り入れてください。	同4月 市公式Webサイトで、庁舎建て替えに関する意見を広く募集するための投稿メールボックスを開設。	
77	市民意見の集約・反映にはあまりにも数多くの欠陥があり、市民の意見を十分に反映させることができていないということに尽きます。もう一度、市民意見を集め、活かすプロセスをあらためて計画に組み込む。	同5月、7月 商工業、福祉、医療などの関係団体、全自治会の会長を対象とした基本構想(案)の検討状況の説明会を開催。	②
78	今回の市民への公開・意見募集は余りにも短兵急で一般市民がしっかり内容を吟味する時間も手段ありません。市民への説明を丁寧に日数をかけるべきです。	今後も庁舎建て替えの各段階において、市民参加を図るとともに、市民意見の集約・反映に努めてまいります。	
79	基本構想に対する勉強時間と市民同士で話し合い検討する時間を十分に確保した上で説明会を行っていただきたい。		
80	自治会を単位とする説明会を開き、意見を述べる機会を口頭なり文書なりで与えるべきであり、多数の参加者を集める全体へ向けての説明会の数を増やし、市民の総意で得た大勢の意見を元にしてまとめあげた結論を出すべきである。		
81	広報や説明会、パブコメが形骸化している。庁舎建て替えを千載一遇のチャンスととらえ、市民と行政のサービス関係を見直し市庁舎のあり方を考えてほしい。新しい結論が出るまでは、本基本構想のスケジュールは凍結するべきだと考えます。		
82	新市庁舎整備の必要性とされている事由は震強度問題、行政機能の集約化による住民サービスの向上の必要性、庁舎狭隘空間、バリアフリーおよび駐車場の解消、災害対策等の5項目とされているが、各項目の検討結果を示してほしい。	庁舎整備基本構想(案)の付属資料として、構想(案)とともに市公式Webサイトに掲載されている「資料編」において検討結果を示しています。	③

83	庁舎構想案として検討および説明が不十分であると考えます。再度、多くの有識者・専門家による見直し、市民に対する十分な説明を行った上で計画の策定を進めることを求めます。	庁舎整備基本構想の策定にあたっては、専門性や幅広い視点などから客観的に審議を行うことを目的に、学識経験者4名、関係団体推薦者3名、議会推薦議員4名、公募市民4名の合計15名で構成される委員会によって、およそ1年間、延べ9回の審議を行ってまいりました。	
84	新庁舎を建設する前に、もっと幅広い意見を聴き、よりよい、市民に使いやすい庁舎のありようを考えてはどうでしょうか。	この審議を経て答申された内容に、建設計画を加えたものが、この度公開した「庁舎整備基本構想(案)」となっております。 委員会の委員を市民を対象とした公募により選出するほか、庁舎整備基本構想(案)の策定・公開までの各段階において、説明会の開催や広報・市公式Webサイトによる情報公開を行うとともに、市民アンケートや意見投稿メールボックスにより幅広い市民意見の聞き取りを行うなど、市民参加と市民意見の集約に積極的に努めるとともに、市民目線からの検討も行ってまいりました。	②
85	基本構想策定プロセスを建設費内訳詳細も含め、あからさまに公開する義務がある。公開し意見が反映されなければ、即刻基本構想のスケジュールを凍結すべきです。 市民の意見をきちんと反映させ、市民を納得させる基本構想を策定していただき、最終的には住民投票を行うべきです。	今後も引き続き、基本設計の作成等におきまして、市民参加と市民意見の聞き取りに取り組み、市民目線からの検討も行ってまいります。	
86	提示された案は危機回避と非効率の改善が先行していて市民に対してなにをするのかの軸になるコンセプトが見えない。市民不在のままの検討結果になっていて、結論に至る過程を徹底して公開し、市民参加の機会を積極的に導入することが必要だと思います。	基本構想においては、市民サービスを庁舎の役割の1番目と位置づけ、利用しやすい庁舎、人にやさしい庁舎、親しまれる庁舎を基本方針に定めています。加えて、防災拠点についても庁舎の役割とし、安全・安心な庁舎を基本方針に定め、災害発生時には市民の生活を守り、迅速な支援や復旧活動を行うこととしています。	③
87	第2庁舎の業務を安全な他所に移し、第1庁舎を耐震補強する。そしてあらためてじっくりと街づくりを考え、これに適合した庁舎を構想する。そしてこれの基本構想段階から市民を参加させる。また建設費の基金を積み立てる。これに十分な期間を使い、この間現在の基本構想(案)は凍結してはいかがでしょうか。	第1庁舎の耐震補強工事については、京成線に隣接する制約等から、ブレースや耐震壁を梁・柱内外に取り付ける工法が望ましいとされましたが、70ヶ所にも及ぶ補強が必要となることから、補強による建物重量の増加に対応するため、地下に新たな杭を設置する必要が生じましたが、建物を維持しながら施工することは困難なこと、劣化度調査の結果、建物自体の老朽化も著しく進んでいる状況であることから、耐震補強では庁舎機能が維持できないという結論に至ったものです。	③
88	庁舎整備構想の各段階での実務をこなせる組織作り、十分に機能させる。これを実行するに足る十分な関連知識を持つ人材を登用するなど、実行に必要な条件も明記する。	庁舎整備に関する庁内検討組織として、副市長および関係部長で構成する「庁内検討委員会」のほか、新庁舎や仮庁舎の配置部署を検討する「配置検討部会」、新庁舎に設置する総合窓口について検討する「総合窓口検討部会」などを設置し、庁舎建て替えに対して全庁を挙げて取り組んでおります。	③
89	現在使用している分散庁舎は、統合後どのようにするか全体構想も記載する。	現在使用している分散庁舎のうち、新庁舎に統合を予定している部署が入居する賃貸物件については、原則として契約を解除する予定としています。市有物件については、売却を含め、施設の活用方法等を今後検討してまいります。	②
90	市川らしいまちを作ってほしい。歴史的に重要であつたらしい細道の木々が切り倒されていくのを見てもったいないと感じています。	今回の庁舎整備は、現在の本庁舎および南分庁舎敷地内での建て替え予定となっていることから、木々を切り倒す予定はありません。	④
91	市民の事業認知度が低い。200億円以上かかる一大事業を、特徴のないベッタタウンにおける「町おこし」的メリットを意識し活かしながら進めるべきだと思う。	今後の課題として検討を考えてまいります。	②

92	市民が構想にも参加できる方法でどのような建物を建てるか十分な期間を取って相談し、設計も公開コンペ方式で行っていただきたい。	新庁舎にかかる設計業務の発注については、様々な手法を検討した結果、設計案に市民の意見を反映させやすく、また設計者の技術提案等を受けて庁舎規模の精査や事業費の縮減を図っていく等の目的から、プロポーザル方式で設計者を選定する予定としています。 また、選定にあたっては、専門的で幅広い視点から審査を行うため、学識経験者などで構成する委員会を設置する予定としています。 なお、設計者選定過程における、技術提案のプレゼンテーションおよびヒアリングについては、公開での開催を予定しております。	③
93	公開プロポーザルやコンペティションなどの手法を使うのは分かり易く適していると思います。		
94	公共建築・景観デザインは設計案に対して、専門的立場から関与できるプロを中心にした有識者によるデザイン委員会の設置を考えるべきです。 設計者選定は公開プロポーザル、コンペティション方式を通じて広く知恵を集め、市民が参加できる公開の場を設けて採用案の選定を行うようにすべきです。		
95	市川市の施設は良いものがなくて残念です。日本のトップの建築家などにコンペの審査委員長などになっていただければ優れた案が多く出てくるのではないかと。		
96	建物だけを新しくするのではなく、新しい市役所の機能・機構改革が同時にどのようになされるのか、説明も欲しい。 市川の市域は広い。公共交通機関もままならぬ地域もある。新たな支所の設置や機械による無人の市役所機能の設置場所の増加等について、その構想を説明してほしい。	今後の課題として検討してまいります。	②
97	市役所業務の効率化を促進する検討組織をつくり、新庁舎完成とともに改善を進める体制改革も意識付けを要望する。	市の組織において、行財政改革推進課が設置されており、逐次、業務の見直しや効率化等について検討しています。今後も新庁舎の完成とともに、業務の見直しなどを実施します。	②
98	説明会は参加人数不足のため無効とし、改めて開催して市民に新庁舎建設の必要性を問うべきです。	平成25年8月3日～8日にかけて行った庁舎整備基本構想(案)に関する延べ3回の市民説明会については、広報や市公式Webサイトで広く市民にお知らせするよう努めてまいりました。今後行っていく庁舎建て替えに関する市民説明会については、周知方法等について更なる工夫を行い、多くの市民に参加していただくよう努めてまいります。	②
99	説明会開催日は、広報の片隅に豆粒ほどの掲載だったので、ほとんどの人は説明会があったことすら知らない。単数の出席者では、説明会の意味がない。もう一度、広報トップ掲載で予告の上、説明会をやるべきです。		
100	8/24付けの市川よみうり新聞を是非読んでください。大変良い記事です。今からでも遅くはないので説明会を再度開き、多くの市民が納得した上で建て替えることです。		
101	市民生活に関わるインフラ耐震対策の全体青写真を明確にすべき。市庁舎以外の市内公共インフラの耐震化の状況は、新たな地震規模の想定のもとではどうなっているか。	耐震改修促進法に該当する公共施設については、順次、耐震補強を進めています。	④